

社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について（案）

平成 29 年 8 月 23 日

社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会

社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について（案）

- 1．これまでの経緯と基本的な考え方
- 2．今後の社会教育主事講習の在り方について
 - （1）今後の社会教育主事講習に関する基本的な考え方
 - （2）科目構成及び単位数について
 - （3）生涯学習概論について
 - （4）社会教育経営論について
 - （5）生涯学習支援論について
 - （6）社会教育演習について
 - （7）社会教育主事講習の単位認定について
- 3．今後の社会教育主事養成課程の在り方について
 - （1）今後の社会教育主事養成課程に関する基本的な考え方
 - （2）科目構成及び単位数について
 - （3）生涯学習概論について
 - （4）社会教育経営論について
 - （5）生涯学習支援論について
 - （6）社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究について
 - （7）社会教育特講について
- 4．今後の現職研修等の在り方について
- 5．その他，今後の社会教育主事養成において留意すべき事項について
 - （1）社会教育主事講習の受講者の更なる負担軽減について
 - （2）社会教育主事資格の活用について
 - （3）新制度への円滑な移行について

1. これまでの経緯と基本的な考え方

社会教育主事の養成については、平成 25 年 9 月の中央教育審議会生涯学習分科会ワーキンググループの「審議の整理」(以下、「中教審 WG 審議整理」という。)を受け、平成 28 年 8 月に主として社会教育主事講習の在り方に関して国立教育政策研究所社会教育実践研究センター(以下、「社研」という。)により「社会教育主事等の在り方に関する調査研究報告書」(以下、「社研報告書」という。)が取りまとめられている。

社会教育主事が、NPO 等の多様な主体と連携・協働し、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことが期待されること、中教審 WG 審議整理では、主として以下のような提言がなされている。

(今後の社会教育主事に必要な資質・能力)

地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出すとともに、地域活動の組織化支援を行うことで、地域住民の学習ニーズに応えていくことが必要である。そのため、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力などを身につけておくことが必要不可欠である。

(社会教育主事の資質・能力を養成する仕組みの構築)

大学(短大含む)でのいわゆる社会教育主事課程や社会教育主事講習における養成内容については、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質を養成するものであることが必要である。さらに、受講者の属性や受講者が有する知識・経験等に応じた多様なカリキュラムを選択制によって提供することなども含めて、カリキュラムの抜本的な見直しを検討していくことが必要である。

(研修方法)

地方公共団体の定員の削減などにより、とりわけ、小規模市町村にとって、40 日間の講習に職員を参加させることは困難であるという意見も踏まえ、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター等の遠隔講義の充実や ICT を活用した効果的な遠隔研修の教材プログラムの開発、放送大学や通信教育を行う大学における開設科目の活用など、研修の実施方法についても検討していくことが必要である。

社会教育主事養成の見直しについては、これまでの検討の蓄積を最大限に生かし、中教審 WG 審議整理の提言の早期の具体化を図ることが重要である。

その際、本年3月の社会教育法改正により、地域学校協働活動の機会の提供が教育委員会の事務として位置付けられたこと、同じく本年3月に「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」が、今後の社会教育主事に求められる資質・能力について論点整理を行っていること、その他、近年、社会教育分野においても教育格差解消等に向けた取組が求められており、福祉部局等の多様な主体との連携・協働の必要性が一層高まっていることに留意することが大切である。

なお、社会教育主事の多くが社会教育主事講習を受講することによりその職に就いていることを踏まえ、まず、社会教育主事講習の在り方を整理した上で、大学（短期大学を含む。以下、同じ。）における社会教育主事養成課程の在り方、現職研修の在り方等を整理することとする。

社会教育法第9条の4第3号の規定に基づき大学が開設する社会教育に関する科目に係る教育課程をいう。

2. 今後の社会教育主事講習の在り方について

(1) 今後の社会教育主事講習に関する基本的な考え方

社会教育主事講習については、社会教育主事がNPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養成することを前提として制度設計が図られることが必要である。

具体的には、社会教育主事が、多様な主体と連携・協働し、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力を身に付けることができるよう、社会教育主事講習を設計していくことが求められる。

そのため、社会教育主事講習においては、以下のような能力の習得が図られるように留意してカリキュラムの構築を行うことが重要である。

生涯学習・社会教育の意義など教育上の基礎的知識
地域課題や学習課題などの把握・分析能力
社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

特に、「多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力」の観点からは、人與人、組織と組織をつなぐコーディネート能力や、人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力が、「地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力」の観点からは、人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力が重要であり、社会教育主事講習では、中教審 WG 審議整理においても提言されているこれらの能力の基礎の習得が図られるように留意する必要がある。

さらに、小規模市町村のように職員数が少ない地方公共団体であっても職員が社会教育主事講習を受講しやすくなるよう、可能な限り、講習時間数の削減など受講者の負担軽減を図ることも求められる。

(2) 科目構成及び単位数について

上記の基本的な考え方に照らし、社会教育主事講習は、以下の4科目8単位によって構成することが適当である。(別紙1参照)

| 科目 | 目的 | 単位数 |
|---------|---|-----|
| 生涯学習概論 | 生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る | 2 |
| 社会教育経営論 | 多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る | 2 |
| 生涯学習支援論 | 学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る | 2 |
| 社会教育演習 | 社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る | 2 |

現行の「社会教育特講」では、社会教育主事の幅広い視野を養うため、様々な現代的課題を取り上げてきたが、中教審 WG 審議整理も指摘しているとおり、「一人の社会教育主事があらゆる分野で専門性を発揮することは実際上困難となりつつある」状況にあっては、社会教育主事が具体の地域課題を踏まえ、身近な題材等を活用しながら実践的に学ぶ方が必要な知識や技能を習得する上で効率的・効果的であることから、今後は、現職研修や OJT 等において取り扱うこととする。

ただし、「社会教育特講」において取り扱ってきた現代的課題のうち、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等において国の責務として対応することが規定されている人権教育等に関する内容については、今後の社会教育主事講習においても、「生涯学習概論」や「生涯学習支援論」等の中で取り扱うことが適当である。

単位数については、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養成するために必要な講習時間数を確保しつつ、受講者の負担軽減にも配慮し、現行より1単位少ない計8単位とする。

単位の計算方法については、引き続き、社会教育主事講習等規程第6条に基づき、大学設置基準第21条第2項各号及び大学通信教育設置基準第5条第1項第3号に定める基準によることが適当である。

なお、受講者が、社会教育主事講習において身に付けるべき内容を体系的かつ効果的に習得する観点からは、「生涯学習概論」、「社会教育経営論」、「生涯学習支援論」、「社会教育演習」の順に履修することが望まれる。

(3) 生涯学習概論について

生涯学習概論は、生涯学習及び社会教育の本質について理解を図ることを目的として、生涯学習の理念と施策、社会教育の意義と展開、生涯学習社会と学校・家庭・地域等の内容を扱うこととし、単位数は2単位とすることが適当である。

なお、生涯学習概論は、引き続き、社会教育主事、司書及び学芸員の養成における共通的な基礎科目として位置付けるとともに、既に司書講習等において生涯学習概論を履修している受講者については、社会教育主事講習における生涯学習概論を履修したものとみなし、単位認定を行うこととする。

(4) 社会教育経営論について

社会教育経営論は、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図ることを目的として、社会教育行政と地域活性化、社会教育行政の経営戦略、学習課題の把握と広報戦略、社会教育における地域人材の育成、学習成果の評価と活用の実際、社会教育を推進する地域ネットワークの形成、社会教育施設の経営戦略等の内容を扱うこととし、単位数は2単位とすることが適当である。

特に、今後の社会教育において、学校・家庭・地域の連携・協働をはじめ、福祉等の行政機関、NPO、大学、企業等の多様な主体と連携・協働が一層求められることから、「社会教育を推進する地域ネットワークの形成」として取り扱うこととし、中教審WG審議整理において提言されているコーディネート能力の育成に留意されることが必要である。

また、厳しい財政状況の中、社会教育事業の具体化を図る観点からは、「社会教育行政の経営戦略」においてクラウドファンディングなど多様な手法による資金調達等について取り扱うことが期待される。

なお、教育委員会事務局に置かれる社会教育に関する専門的職員である社会教育主事には、今後、社会教育計画の企画・立案、実施はもとより、評価や改善も視野に入れ、PDCA サイクルを進めることにより、マネジメントの視点に立ち、事業の不断の改善を図り、効果的・効率的な社会教育事業を展開していくことが求められることから、社会教育主事講習においては「社会教育経営論」の名称を用いることとする。

(5) 生涯学習支援論について

生涯学習支援論は、学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図ることを目的として、学習支援に関する教育理論、効果的な学習支援方法、学習プログラムの編成、参加型学習の実際とファシリテーション技法等の内容を扱うこととし、単位数は2単位とすることが適当である。

特に、生涯学習支援論では、学習者の特性に応じた学習支援を通じて、学習者の地域社会への参画意欲を喚起する観点から、中教審WG 審議整理において提言されているファシリテーション能力の育成に留意されることが重要である。

なお、参加型学習とファシリテーション技法の学修については、形式的な手法・技法の習得に止まらないよう、学習内容や対象との関連を十分に意識しながら展開する必要がある、「人権教育」や「社会福祉と社会教育」など学習者の理解を深めるために参加型学習を取り入れることが望ましい学習課題を取り上げ、参加型学習の進め方を受講者が体験するようにすることが大切である。

(6) 社会教育演習について

社会教育演習は、社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図ることを目的として、社会教育に関する実践演習や現場体験等を内容とし、単位数は2単位とすることが適当である。

特に、社会教育演習では、受講者が生涯学習概論、社会教育経営論、生涯学習支援論の受講成果を生かし、社会教育主事として、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力の習得が確実に図られるよう留意されることが求められる。

また、受講者が社会教育演習を通して、中教審WG 審議整理において提言されているコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力の基礎を着実に身に付けるよう留意されることも必要である。

(7) 社会教育主事講習の単位認定について

新たな社会教育主事講習により養成される社会教育主事の資質・能力を担保するためには、社会教育主事講習の内容の見直しのみならず、その単位認定が適切に行われることが重要である。

生涯学習概論，社会教育経営論，生涯学習支援論の各科目の単位認定については、各講習実施機関が社会教育主事講習等規程第7条第1項に基づき、適切な評価方法により単位認定を行うことが求められる。

しかし、社会教育演習については、社会教育主事講習の出口管理の観点から、すべての講習実施機関において、受講者が報告書等を作成し、そのプレゼンテーションを行うこととし、その評価に当たっても、受講者同士による評価や、受講者の所属する地方公共団体の関係者等を交えた評価など、社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を促す工夫が行われるようにすることが強く求められる。

また、社会教育演習においては、生涯学習概論，社会教育経営論及び生涯学習支援論に関する受講者の理解に誤りがある場合や、コーディネート能力，ファシリテーション能力，プレゼンテーション能力の基礎の習得が十分でない認められる場合等には、単位認定に先立ち、受講者に対する個別の助言や指導が行われることも期待される。

3. 今後の社会教育主事養成課程の在り方について

(1) 今後の社会教育主事養成課程に関する基本的な考え方

社会教育主事養成課程については、社会教育主事講習との整合性に留意しつつ、社会教育主事がNPO，企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養成することを前提として制度設計が図られることが重要である。

また、社会教育主事養成課程においても、社会教育主事が、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力を身に付けることができるよう、カリキュラムの構築が図られることが大切である。

その際、社会教育主事講習と同様、教育的な基礎知識、課題把握・分析能力、施策立案能力、多様な主体とのネットワーク構築能力、学習者の特性に応じた学習環境設計能力、地域住民の学習支援能力のほか、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力の基礎の習得が図られることが求められる。

特に、社会教育主事養成課程では、履修する学生の多くが実務経験を有しないことから、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る実践的な能力が着実に身につくように留意するとともに、学生の多様な関心に応じて現代的課題等を学べるようにしておくことも大切である。

(2) 科目構成及び単位数について

上記の基本的な考え方に照らし、社会教育主事養成課程の科目は、社会教育主事講習との整合性に留意し、生涯学習概論、社会教育経営論、生涯学習支援論、社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究を柱として構成するとともに、社会教育特講を選択制により存続させ、学生の多様な関心に応じて現代的課題等を学ぶことができるようにし、単位数は現行の24単位を維持することとする。(別紙2参照)

| 科目 | 目的 | 単位数 |
|--------------------|---|-------------------|
| 生涯学習概論 | 生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る | 4 〔必修〕 |
| 社会教育経営論 | 多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る | 4 〔必修〕 |
| 生涯学習支援論 | 学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る | 4 〔必修〕 |
| 社会教育実習 | 社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る | 1 〔必修〕 |
| 社会教育演習 | | 3 〔選択〕 〔必修〕 |
| 社会教育実習 社会教育課題研究 | | |
| 社会教育特講 | 社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る | 8 〔必修〕 |

その際、社会教育主事養成課程では、実務経験に乏しい学生が社会教育主事の職務を的確に遂行し得る実践的な能力を着実に身に付けることができるよう、社会教育実習を1単位以上の必修とすることが適当である。

なお、現行の「社会教育特講」において取り扱っている現代的課題のうち、今後、社会教育主事講習では、「生涯学習概論」や「生涯学習支援論」等の中で引き続き取り扱うこととしている人権教育等に関する内容については、社会教育主事養成課程においても同様に「生涯学習概論」等において取り扱うこととし、大学の実情に応じて、「社会教育特講」の中でより深く学ぶことができるようにすることが適当である。

社会教育主事養成課程は、各科目の目的を損なうことなく、教育上の効果を高めるため、大学の判断により、各科目を統合・分割できることとし、例えば、「生涯学習支援論」や「社会教育演習」を複数年次にわたり履修するカリキュラム編成を行うことができることとする。

(3) 生涯学習概論について

生涯学習概論は、生涯学習及び社会教育の本質について理解を図ることを目的として、生涯学習の理念と施策、社会教育の意義と展開、生涯学習社会と学校・家庭・地域等の内容を扱うこととし、単位数は4単位とすることが適当である。

なお、生涯学習概論は、引き続き、社会教育主事、司書及び学芸員の養成における共通的な基礎科目として位置付けるとともに、既に社会教育主事養成課程において生涯学習概論を履修している受講者については、社会教育主事講習等において生涯学習概論を履修したものとみなし、単位認定を行うこととする。

(4) 社会教育経営論について

社会教育経営論は、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図ることを目的として、社会教育行政と地域活性化、社会教育行政の経営戦略、学習課題の把握と広報戦略、社会教育における地域人材の育成、学習成果の評価と活用の実際、社会教育を推進する地域ネットワークの形成、社会教育施設の経営戦略等の内容を扱うこととし、単位数は4単位とすることが適当である。

社会教育主事養成課程においても、社会教育主事講習と同様、社会教育経営論では、NPO等の多様な主体との連携・協働を取り扱い、コーディネート能力の育成に留意されることが重要であるとともに、クラウドファンディングなど多様な手法による資金調達等を取り扱うことも大切である。

また、社会教育経営論の名称については、社会教育主事講習と同様に整理することが適当である。

(5) 生涯学習支援論について

生涯学習支援論は、学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図ることを目的として、学習支援に関する教育理論、効果的な学習支援方法、学習プログラムの編成、参加型学習の実際とファシリテーション技法等の内容を扱うこととし、単位数は4単位とすることが適当である。

社会教育主事養成課程においても、社会教育主事講習と同様、生涯学習支援論では、ファシリテーション能力の育成に留意されるとともに、「人権教育」や「社会福祉と社会教育」などの学習課題を参加型学習において取り上げ、参加型学習の進め方を学生が体験するようにすることが大切である。

その際、参加型学習とファシリテーション技法の学修においては、形式的な手法・技法の習得に止まらないよう、学習内容や対象との関連を十分に意識しながら展開する必要がある。

(6) 社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究について

社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究は、社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図ることを目的として、具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の企画・立案等に向けた演習や、社会教育施設等における実習等を内容として、その一以上の科目による選択必修により行うこととし、単位数は4単位とすることが適当である。

その際、社会教育主事養成課程では、実務経験に乏しい学生に社会教育主事の職務を的確に遂行し得る実践的な能力を着実に身につけさせる観点から、社会教育実習を1単位以上の必修とする。

社会教育実習については、社会教育施設等に一定期間にわたり日勤し実習を行う場合や、宿泊形態により短期間で行う場合、半日程度の実習を数カ月にわたり行う場合など、多様な実施形態が考えられるところ、地域や大学の事情を踏まえ、社会教育主事の職務遂行に求められる実践的な能力の養成に効果的な取組が行われることが求められる。

また、例えば、学生が公民館等の事業の企画・立案、実施に携わり、社会教育活動の実践について学ぶ機会を社会教育演習等において設けてきた大学においては、今後は、その実践的な教育内容を社会教育実習に位置付けて実施することが考えられる。

なお、社会教育主事養成課程の社会教育演習等においても、社会教育主事講習と同様、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力の基礎の習得が図られるよう留意されることが重要である。

(7) 社会教育特講について

社会教育特講は、社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図ることを目的として、図書館学や博物館学など教育に関する専門的内容のほか、環境問題や青少年健全育成など以下のような多岐にわたる現代的課題を扱い、選択制により行うこととし、単位数は8単位とすることが適当である。

- | | | |
|---------------|---------------|------------------|
| ・国際化と社会教育 | ・情報化と社会教育 | ・高齢化と社会教育 |
| ・多文化共生と社会教育 | ・社会的包摂と社会教育 | ・健康教育と社会教育 |
| ・防災・防犯と社会教育 | ・人権教育と社会教育 | ・同和問題と社会教育 |
| ・環境問題と社会教育 | ・青少年健全育成と社会教育 | ・キャリア教育と社会教育 |
| ・貧困問題と社会教育 | ・家庭教育と社会教育 | ・男女共同参画と社会教育 |
| ・社会福祉と社会教育 | ・特別支援教育と社会教育 | ・消費者教育と社会教育 |
| ・文化芸術と社会教育 | ・文化財保護と社会教育 | ・生涯スポーツと社会教育 |
| ・地域の歴史文化と社会教育 | ・地域産業と社会教育 | ・ボランティア活動と社会教育 等 |

人権教育など「生涯学習概論」や「生涯学習支援論」で取り扱う内容についても、学生の多様な関心に応じて、「社会教育特講」の中でより深く学ぶことができるようにしておくことが社会教育主事としての幅広い視野と社会的関心を養う上で重要である。

4. 今後の現職研修等の在り方について

社会教育主事の現職研修については、社会教育主事が、NPO等の多様な主体と連携・協働し、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことができるよう、職務を遂行する上で必要となる能力の向上を図ることを目的として実施されることが必要である。

特に、社会教育主事講習の見直しに当たり、現行の「社会教育特講」で取り扱ってきた現代的課題については、社会教育主事が現職研修等を通じて学ぶこととしていることから、今後の現職研修において、地域の具体的な課題を踏まえ、身近な題材等を活用しながら現代的課題について学ぶ研修が実施されることが求められる。

また、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など社会教育主事の職務遂行上の能力の更なる向上を図るための研修が実施されることも重要である。

社会教育主事の現職研修については、社会教育法第9条の6の規定のとおり、引き続き、国、都道府県、市町村の各レベルにおいて実施されることが適当であり、とりわけ、地方公共団体においては、社会教育主事の資質・能力の向上が地域社会の発展の鍵を握ることを踏まえ、積極的な取組が期待される。

他方、現職研修を単独で実施することが困難である地方公共団体もあるところ、地方公共団体が社会教育主事養成課程開設大学や社会教育主事講習実施大学、生涯学習系センターを有する大学等と連携・協働して、現職研修を実施することも有効である。

特に、現職研修として、社会教育主事が社会教育主事養成課程開設大学において社会教育演習等に参加することは、社会教育主事の資質・能力の向上につながるだけでなく、学生が現職の社会教育主事に接し、その知見や経験に触れる機会となり、社会教育主事の役割について理解を深めるとともに、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る実践的な能力を身に付ける上で有益である。

大学の使命として社会貢献が広く認識されるようになってきているところ、今後、地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体と大学、社会教育主事と学生の双方に有益である形で、現職研修をはじめとする社会教育主事の養成に関して地方公共団体と大学との協力関係が各地で構築され、発展することが望まれる。

また、社会教育主事の実践的な能力の向上を図る観点からは、社会教育主事や社会教育主事経験者が集い、互いに抱えている課題を話し合い、その解決に向けて知見や経験を共有する双方向の学びの場を設けることも有意義であり、今後、地方公共団体の現職研修や社会教育主事の自発的研修において積極的に取り入れられることが期待される。

その他、社会教育主事が自ら大学による科目等履修生制度や履修証明制度等を活用したりカレント教育を受けるなど、社会教育主事の資質・能力の向上に自発的に取り組んでいくことも大切である。

5. その他、今後の社会教育主事養成において留意すべき事項について

(1) 社会教育主事講習の受講者の更なる負担軽減について

新たな社会教育主事講習では、小規模市町村等の職員も受講しやすいように講習時間数を削減し、受講者の負担軽減を図ろうとしているところであるが、有資格者が不在であることにより社会教育主事を設置することができない地方公共団体を解消していくためには、多様な手法により一層の負担軽減を図っていくことが大切である。

社研では、冬季の社会教育主事講習をインターネットを活用して全国7県9会場に配信し、遠隔講義を実施しているところ、その会場数を増やしていくことや夏季の社会教育主事講習においても遠隔講義を導入することは、受講者の負担軽減を図る観点から大きな意義を有している。

また、社会教育主事講習を科目毎に複数回に分けて受講する分割受講については、受講者やその所属先の地方公共団体の負担軽減につながるものであり、現行でも認められてはいるが、地域の実情等を踏まえ、今後の更なる活用が期待される。

さらに、大学の社会教育主事養成課程等において受講者が既に修得している科目については、社会教育主事講習の相当する科目を修得したものと取り扱うことができることから、社会教育主事講習の受講者においては、可能な限り、社会教育主事養成課程を開設している各地の大学のほか、放送大学や通信教育を行う大学において予め社会教育主事講習の相当科目を履修することも推奨される。

なお、夏季の社会教育主事講習については、特に教職員が社会教育主事資格を取得する上で重要な役割を果たしており、社会教育主事講習実施機関においては、受講者が所属する地方公共団体等と連携し、講習実施日程の設定等、受講者の負担軽減に資するよう講習の運営を行うことが求められる。

(2) 社会教育主事資格の活用について

社会教育主事資格は、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を担保するものであるが、社会教育関係者にとっても、社会教育活動に携わる上で有益な能力を身に付けることができる資格として広く認識されており、公民館主事をはじめとする社会教育施設職員やNPO職員、指定管理者により運営される社会教育施設の職員など多様な関係者から社会教育主事講習の受講希望が寄せられている状況にある。

また、地域学校協働活動の重要性に関する認識が広がり、本年3月には社会教育法が改正され、都道府県・市町村の教育委員会の事務として、地域住民等と学校との連携協力体制の整備等が規定されたことを受けて、地方公共団体においては、地域学校協働活動を推進するため、社会教育主事の配置や社会教育主事資格を有する地域連携担当教職員の配置を進める動きが広がっている。

社会教育主事の数、市町村合併の影響等により減少傾向にあるが、社会教育主事資格には大きな社会的ニーズがあり、今後とも、地域学校協働活動をはじめとする社会教育の各分野において資格の活用が見込まれる。

今後、新たな社会教育主事の養成制度では、NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができる資質・能力の養成が図られることから、社会教育主事資格に対するニーズが一層高まることが予想される。

社会の各分野で社会教育主事資格の有資格者が活躍することは、社会全体における学習の充実と質の向上につながるものであり望ましいことである。また、社会教育主事を目指す者と多様な社会教育関係者が共に学ぶことは、多様な主体と連携・協働して人づくりや地域づくりに取り組む社会教育主事の資質・能力の養成を図る観点からも有意義である。

そのため、社会教育主事講習においては、講習の実施に支障がない範囲で、社会教育活動に携わる受講希望者を受け入れることが望まれる。特に、社研が実施している社会教育主事講習の遠隔講義においては、積極的な受け入れがなされることが重要である。

また、社会教育主事養成課程においても、大学の判断により、社会教育主事資格の取得を希望する社会教育関係者が広く受け入れられ、資質・能力の向上を図る場として活用されることが期待される。

さらに、社会全体における学習の充実と質の向上を図る観点からは、社会教育主事資格が教育委員会における社会教育主事の任用資格として活用されるのにとどまらず、社会教育活動に携わる上で社会教育主事と同等の資質・能力を有することを示す汎用性のある資格として広く社会で活用され、有資格者が教育委員会から社会教育主事として発令を受けずとも社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。

そのため、国においては、社会教育主事養成の見直しに当たり、社会教育主事資格が社会の各分野で活用され、社会全体における学習の充実と質の向上が図られるよう、社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の修了者に「社会教育士（仮称）」の称号を付与するよう法令上の措置を講ずることについて検討することが求められる。

なお、社会教育主事講習等の機会を社会教育活動に携わる者に広く開放し、社会教育主事資格を社会で広く活用できる汎用性のある資格とすることにより、今後、多様な関係者が社会教育主事講習等を受講するようになることが予想されるが、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養成するという社会教育主事養成制度の本来の役割が損なわれないよう十分に留意することが必要である。

(3) 新制度への円滑な移行について

新たな社会教育主事の養成制度については、十分な準備期間を設け、円滑な移行を図る観点から、社会教育主事講習、社会教育主事養成課程ともに、平成32年4月を目途に実施することが適当である。

また、新制度への円滑な移行に向けて、社会教育主事講習、社会教育主事養成課程のそれぞれについて適切な経過措置を講ずるよう留意する必要がある。

社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会設置要項

平成29年3月9日
生涯学習政策局長決定
平成29年4月21日
一部改正

1 設置の趣旨

社会教育主事の養成については、平成25年9月の中央教育審議会生涯学習分科会ワーキンググループの「審議の整理」を受け、平成28年8月に主として社会教育主事講習の在り方に関して国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「社会教育主事の養成等の在り方に関する調査研究報告書（中間報告）」が取りまとめられた。

本報告を踏まえ、大学における社会教育主事養成課程の在り方や、ICTの活用など講習の運営方法の改善、現職研修の充実、社会教育主事資格の活用、社会教育主事講習と大学における社会教育主事養成課程にわたる社会教育主事の養成に係る制度全般について専門技術的な検討を行うため、検討会を設置する。

2 検討事項

- (1) 社会教育主事講習の在り方
- (2) 大学における社会教育主事養成課程の在り方
- (3) 現職研修の在り方
- (4) 社会教育主事資格の活用
- (5) その他社会教育主事の養成等に関する必要な事項

3 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4 設置期間

本検討会は、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

5 その他

- (1) 本検討会に関する庶務は、生涯学習政策局社会教育課において行う。
- (2) その他検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

社会教育主事養成等の改善・充実にに関する検討会 委員

青山 鉄兵 文教大学人間科学部准教授，文部科学省生涯学習調査官

浅野 秀重 金沢大学地域連携推進センター副センター長・教授，
全国国立大学生涯学習系センター研究協議会会長

井上 昌幸 栃木県教育委員会生涯学習課課長補佐・社会教育主事

清國 祐二 香川大学生涯学習教育研究センター長・教授

妹尾 剛 社会教育実践研究センター長

馬場祐次郎 徳島大学大学開放実践センター長・教授

吉田 広毅 関東学院大学国際文化学部教授

(敬称略，50音順)

社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会スケジュール

第1回 平成29年3月17日(金)

検討事項等に関する討議

第2回 平成29年6月9日(金)

社会教育主事講習の在り方に関する討議

第3回 平成29年6月29日(木)

社会教育主事養成課程の在り方に関する討議

第4回 平成29年7月27日(木)

現職研修の在り方及び今後の社会教育主事養成における留意事項に関する討議
社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方に関する討議・取りまとめ